

ご家族(被扶養者)の資格確認調査を行います

平成29年8月頃、特別認定されている組合員の被扶養者を対象に行います。
詳細については、所属所長あて通知します。

調査対象者

扶養手当を受けていないが、被扶養者として認定されている方が、対象者です。
(共済組合から所属所長あて調査対象者一覧表を送付します。)

調査内容

被扶養者としての認定要件が満たされているかを確認します。

確認ポイント

パート・アルバイト収入がある方

収入が所得限度額 年額130万円以上ありませんか？

① 超えていなくても、3か月連続で月額が108,334円以上(130万円÷12か月)になる場合も含む。

公的年金を受給している方

年金額の改定、パート等の収入で、所得限度額 年額180万円以上ありませんか？

① 超えていなくても、年金月額とパート等の収入月額が3か月連続で150,000円以上(180万円÷12か月)になる場合も含む。

事業・農業・不動産収入がある方

年収が限度額以上とっていませんか？

① 確定申告の書類で判断しますが、税法上の所得とは必要経費の取扱いが異なります。

雇用保険を受給している方

月額3,612円以上の雇用保険を受給していませんか？

組合員と別居している方

仕送り額が、別居している被扶養者(父母等)の全収入の3分の1を下回ってませんか？

共同扶養者がいる方

配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えていませんか？

事前に準備できる書類

パート・アルバイト収入がある方

「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」(平成29年1月から12月まで記載)様式第2号

「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」(様式第2号)を提出できない場合は、実績のある給与明細書(写)を提出してください。

公的年金を受給している方

「年金額改定通知書」(平成29年6月に送付されていますので保管してください)

参考 日本年金機構からの通知は、葉書で送付されます。

参考 公立学校共済組合本部からの通知は、封書で送付されます。

事業等所得、農業所得、その他の所得がある方

平成28年分確定申告書及び収支内訳書(写)

* 税務署(税申告の場合は市町村)の受付印を押したもの

審査確認後

被扶養者の認定要件に満たないとき

速やかに取消の процедуру行ってください。取消以降、国民健康保険等に加入してください。

注意

認定取消日後に当共済組合から給付された医療費等を返還していただくことになります。
常に、被扶養者の収入を事前に把握してください。

平成29年1月1日より、

育児休業手当金 および 介護休業手当金の 支給要件等が変更されました。

育児休業手当金の変更

支給対象となる子について、次の3点が追加されました。

- ① 特別養子縁組の監護期間※1の子
- ② 養子縁組里親※2に委託されている子
- ③ 上記①②に準ずる子

〔(養子縁組を希望する里親に児童を委託しようとしたが、実親の同意がえられなかったため、
養育里親※3として当該里親に委託されている子)〕

※1 特別養子縁組の監護期間：特別養子縁組を成立させるためには、民法上、6か月の監護期間が要求されている。

※2 養子縁組里親：里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者

※3 養育里親：要保護児童を養育することを希望している者に児童の養育を委託する制度

介護休業手当金の変更

〈支給要件・期間〉

変更前

- ・介護休業期間が2週間以上の期間について一括して請求した場合に支給対象
- ・介護休業の開始の日から起算して3か月を超えない期間

変更後

- ・介護休業期間が2週間未満であっても支給対象
- ・介護休業の日数を通算して66日を超えない期間

〈要介護家族の要件〉

祖父母、孫、兄弟姉妹の介護について同居要件がなくなりました。

〈給付上限相当額〉

平成28年8月1日以降に開始された介護休業に係る介護休業手当金(支給率67/100)の給付上限相当額が、12,927円から**14,207円**に引き上げとなりました。

変更前	12,927円
変更後	14,207円

休業手当金の支給期間の変更について(平成29年4月1日施行)

被扶養者ではない組合員の配偶者、父母、子が病気又は負傷したために欠勤した場合に支給される休業手当金の支給期間について、「所属所長が必要と認めた期間」だったものが**「14日」**に変更になりました。

変更前	所属所長が必要と認めた期間
変更後	14日

